

北海道 循環型社会形成の 推進に関する条例

概要版



1 現状と課題

3Rの推進

- 一般廃棄物のリサイクル率が全国平均に比べ低い。
- リデュース・リユースの取組が弱い。
- 再生品は価格が高く、原材料の安定確保が難しい。

適正処理の推進

- 不法投棄などの悪質化・広域化
- 地域環境の保全や安全・安心なくらしの確保

バイオマスの利活用

- 賦存量の地域的偏在や利用施設の整備など
- 生ごみや家畜ふん尿などの利用拡大

リサイクル関連産業の振興

- 再生品の利活用が低迷
- コストが高く原材料の安定的な確保が困難



2 条例の概要

北海道循環型社会形成の推進に関する条例(H20.10.14公布)

総則(第1章)

- ・条例の目的
- ・道の責務、事業者の責務、道民の責務
- ・適切な役割分担など

基本的施策(第2章)

- ・循環型社会形成推進基本計画
- ・施策の基本事項
- ・率先行動の促進など

推進施策(第3章)

- ・3Rの推進
- ・循環型社会ビジネスの振興
- ・バイオマスの利活用の推進

廃棄物等の道内における処理(第4章)

- ・廃棄物等の道内処理の原則
- ・道外産業廃棄物の搬入事前協議
- ・協議の内容の変更など

産業廃棄物の適正処理の推進(第5章)

- ・産業廃棄物を保管する場所の届出
- ・委託した処分の状況の確認及び記録等
- ・土地の適正な管理等など

廃棄物処理施設の設置手続等(第6章)

- ・特定施設設置等予定者の責務
- ・事業計画書の提出等
- ・環境保全に関する協定の締結

雑則(第7章)

- ・適用除外
- ・規則への委任

罰則(第8章)

- ・罰則
- ・両罰規定

附則

- ・施行日
- ・経過措置
- ・見直し規定
- ・公害防止条例の改正

理想的な事項
(第1~3章)

規制的な事項
(第4~6章)



3 案例のポイント

- 「循環型社会形成に向けた理念」(第1~3章)と「規制的措置」(第4~6章)を併せて規定する全国でも数少ない「総合型の循環条例」
- 「バイオマスの利活用の推進」について規定した全国で初めての循環条例
- 行政指導で実施していた「道外産業廃棄物の搬入事前協議」や「廃棄物処理施設の設置手続」等の手続きを条例で規定
- 条例の実効性を確保するために、主な手続義務違反に対して30万円以下の罰金



4 道・事業者・道民の責務(第3条～第5条)

道の責務	事業者の責務	道民の責務
<p>① 総合的かつ計画的な施策の策定・実施</p> <p>② 市町村の施策への支援</p> <p>③ 施策の実施に当たって、国、市町村、関係機関、団体との連携</p>	<p>① 原材料等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となつた場合の循環的利用、適正な処分</p> <p>② 製品等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となつた場合の循環的利用、適正な処分</p> <p>③ バイオマスを自ら使用しない場合の他者への提供等利活用推進に資する取組への協力</p> <p>④ バイオマス製品等の利用促進への協力</p> <p>⑤ 道の施策への協力</p>	<p>① 製品等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となつた場合の循環的利用促進</p> <p>② バイオマスの利活用の取組への協力</p> <p>③ 道の施策への協力</p>



5 基本的施策(第7条～第13条)

□ 循環型社会形成推進基本計画	循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めます。
□ 率先行動の促進	自ら率先して再生品の使用等の取組を行うとともに、道民及び事業者の率先行動に情報提供等必要な措置を講ずるものとします。
□ 教育及び学習の振興等	循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとします。
□ 調査の実施等	施策の策定及び実施に必要な調査を実施するよう努めるとともに研究及び技術開発の推進に努めるものとします。
□ 事業者等への支援等	事業者等の研究及び技術開発に必要な支援を行うよう努めるとともに、顕著な功績があった事業者等に対し顕彰を行うものとします。
□ 財政上の措置	循環型社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。



6 推進施策(第14条～第22条)

◆3Rの推進	
□ 廃棄物等の発生及び排出の抑制	事業者が、事業活動に際して、原材料等が廃棄物等となることを抑制するよう、情報の提供等必要な措置を講ずるものとします。
□ 循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置	事業活動において発生した循環資源を、事業者自ら適正に循環的な利用を行い、又は処分するよう必要な措置を講ずるものとします。
□ 再生品の認定等	道内で製造されるか又は道内で開発された技術を用いて製造された再生品の認定に必要な措置を講ずるよう努めるものとします。
□ 環境物品等の調達	環境物品等の調達の推進に関する方針を定め、方針に基づき、自ら環境物品等の調達を行うものとします。
□ 産業廃棄物処理業者の育成	産業廃棄物の適正な処理を推進するため、優良な産業廃棄物処理業者を育成するよう努めるものとします。

◆循環型社会ビジネスの振興	
□ 循環型社会ビジネスの振興	道民、事業者、団体、大学、試験研究機関、国及び市町村との連携の下、循環型社会ビジネスの振興を図るものとします。

◆バイオマスの利活用の推進	
□ バイオマスの循環的な利用の推進	道内に存在する豊富なバイオマスの循環的な利用を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとします。
□ 連携の推進	バイオマスに関係する各主体との連携、地域間の連携、道内外のバイオマスに関係する者等の連携の推進に努めるものとします。
□ 普及啓発の促進	技術開発の成果等を事業者等に提供し、バイオマスの収集、運搬、加工及び利用方法について普及啓発に努めるものとします。